

都道府県官民データ活用推進計画策定の手引

官民データ活用推進基本計画実行委員会
地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

令和元年 10 平成 30 年 8 月

目次

I 総論	11211
はじめに	11211
1. 都道府県官民データ活用推進計画とは	33233
2. 都道府県官民データ活用推進計画の目的	44244
3. 都道府県官民データ活用推進計画の効果	55255
4. 都道府県官民データ活用推進計画作成における基本的考え方	55255
5. 都道府県官民データ活用推進計画の策定及び推進体制	88288
6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成	99299
7. 国の施策との整合	101021010
8. 国からの支援策の積極的活用	111121111
9. サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保	111121111
II 都道府県官民データ活用推進計画の雛型	121221212
1. ○○県の現状及び課題	121221212
2. ○○県官民データ活用推進計画の目的	131321313
3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け	141421414
4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制	151521515
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	161621616
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	181821818
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	575125050
III 都道府県の施策に関する国の施策一覧	
参考 1. 官民データ活用推進基本法	
参考 2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室作成）	
参考 3. 用語集（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定資料より抜粋）	

I 総論

はじめに

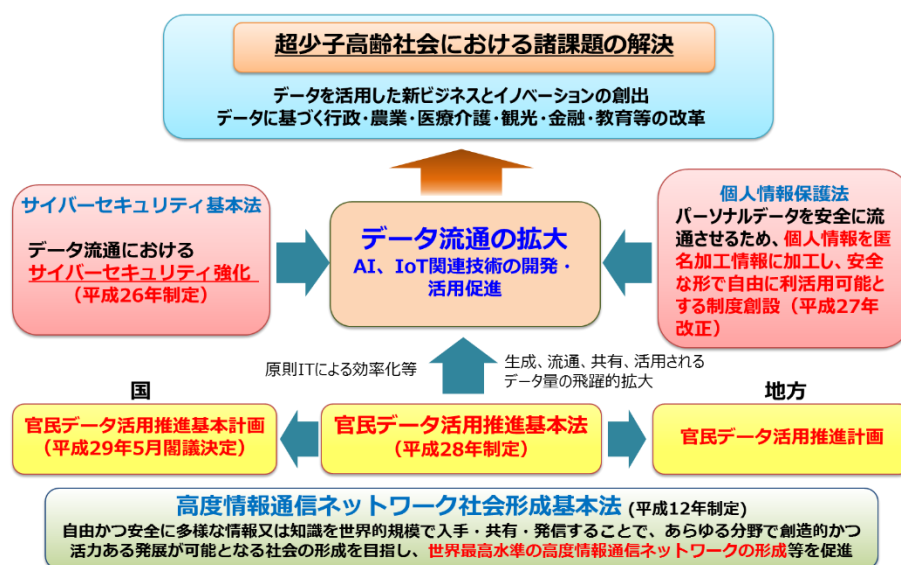
我が国では、「IT 革命」が産業革命に匹敵する大転換をもたらすなどの考えの下、平成 13 年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置し、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan 戦略」を策定しました。本戦略に基づき、全ての国民が IT を積極的に活用することにより、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しています。

その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、IT の利活用にその重点を移しつつ、世界最先端の IT 国家を目指して各種政策を推進してきたところです。ここ数年においては、電子政府の実現に向けた情報システム改革・業務の見直し（BPR：Business Process Reengineering）等といった一定の成果が出てきているところです。

その一方で、IT をめぐる技術進歩は我々の想像を超えるスピードで進展しています。特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約 10 年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面で IT が大きな影響を与えてきました。

また、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、「モノのインターネット（IoT：Internet of Things）」、「人工知能（AI：Artificial Intelligence）」、「ビッグデータ」の活用に関わり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年 12 月、我が国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号 以下「基本法」という。）が公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。



<図 官民データ活用推進基本法制定の背景>

これを受け、国は、平成 29 年 5 月、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定し、平成 30 年 6 月には官民データ活用推進基本計画を世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（以下、基本計画という。）として変更しました。基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、IT を活用した社会システムの抜本改革を掲げています。特に「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として「行政サービスの 100% デジタル化」「行政保有データの 100% オープン化」「デジタル改革の基盤整備」を、「地方のデジタル改革」では「IT 戦略の成果の地方展開」等が明記されました。

また、平成 30 年 1 月に「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）を策定し、各取組の進展及び各府省中長期計画等の策定等を通じた、デジタル・ガバメントの実現に向けた新たな取組の展開を受け、平成 30 年 7 月に「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）の改定をしました。さらに、令和元年 5 月に成立したデジタル手続法による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号、デジタル行政推進法）においては、デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップを基本原則として、行政手続のオンライン原則、添付書類の撤廃等が定められ、地方公共団体も、国に準じて、行政手続のオンライン化に必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされています。

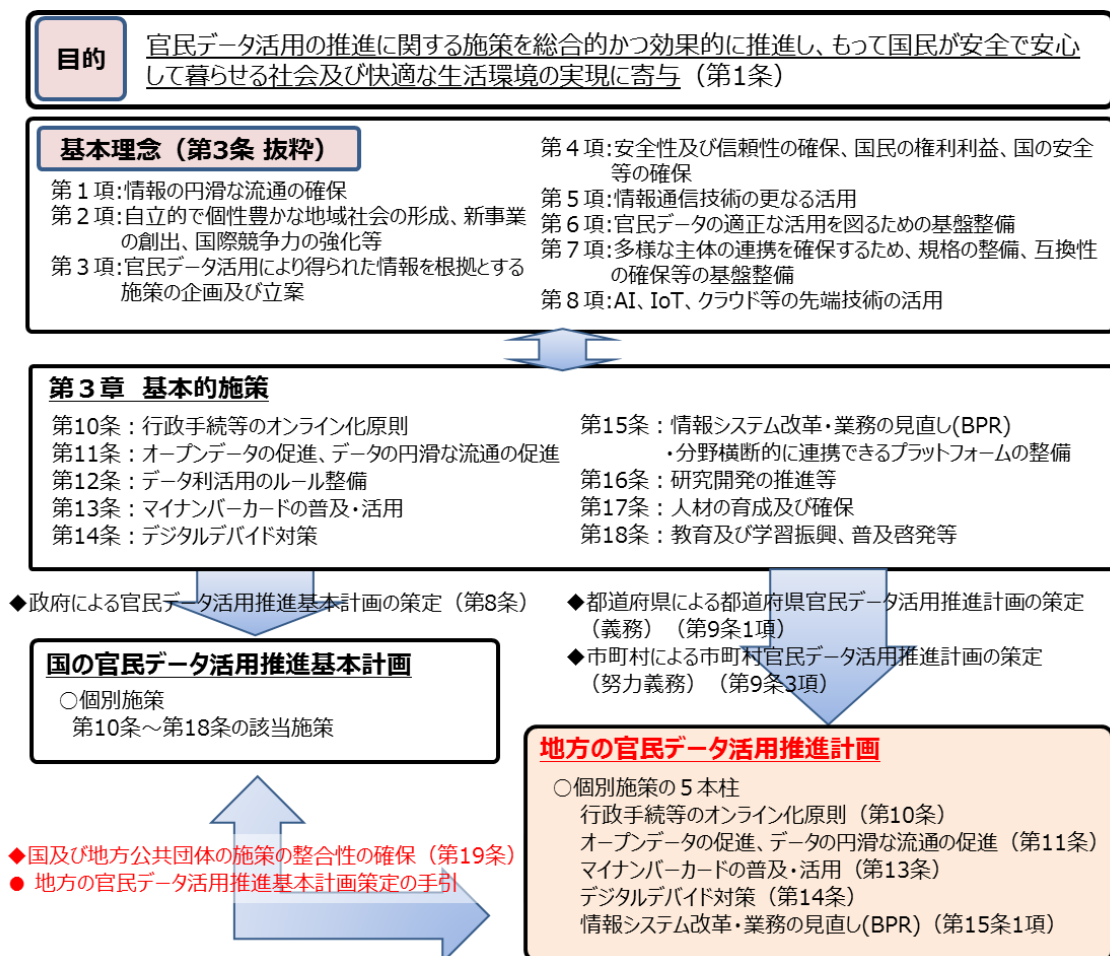
本手引は、基本法第 19 条及び国が策定した官民データ活用推進基本計画に基づき、地方公共団体のうち都道府県に対し、都道府県が都道府県官民データ活用推進計画を策定する際の参考としていただけるよう御提供するものです。本手引を御提供することにより、地方公共団体において、効率的に計画策定に取り組んでいただくとともに、地方の特性や実情に合わせて、本手引で紹介した施策から必要に応じ任意に選定して取り組んでいただくこと（スモールスタート）、その取組を基に施策の深掘りや横展開を行っていただくことを期待しています。

1. 都道府県官民データ活用推進計画とは

都道府県官民データ活用推進計画とは、基本法第9条第1項に基づき都道府県の義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画です。

ここでいう「官民データ」とは、都道府県が自ら保有するデータが中心になると想定されます。その一方で、基本法¹においては、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータも対象とされています。民間事業者が保有するデータには有用なものが多数存在しますので、これら民間が保有するデータを活用することによる新たな行政サービスの提供に関しても検討することが期待されます。

なお、都道府県官民データ活用推進計画を策定の根拠となる官民データ活用推進基本法の概要と官民データ活用推進計画の関係は以下のようになります。



<図 官民データ活用推進基本法と都道府県官民データ活用推進計画の関係イメージ>

¹ 第2条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第13条第2項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第26条第1項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2. 都道府県官民データ活用推進計画の目的

近年、スマートフォンの普及、IoTの進展、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化により、個人や事業者等が、文字情報のみならず、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの、月毎、日毎という定期的な情報だけではなく、リアルタイムで流通・蓄積されるデータについても、インターネットを通じて送受信できるようになりました。この状況において、国民・事業者等のニーズにきめ細かく対応した新たなライフスタイルの提案に向け、AI、ロボットなどの技術的進展を踏まえた官民データの利活用促進に係る取り組みは、非常に重要なテーマとなっています。

また、我が国は主要先進国の中でも高齢化率とその上昇スピードが高水準であり、加えて生産年齢人口の減少による人口構造の変化も顕著となっており、政府としては、「期待成長率の低下」、「生産性の低い働き方の継続」、「子育て環境等の改善」、「イノベーションの創出」、「地域の隅々へのアベノミクスの効果の波及」、「経済再生と財政健全化の一体的な実現」、「安全・安心な社会の実現」といった諸課題への対策に取り組んでいるところです。

これら課題に対応するに当たっては、各種データの利活用により、①東日本大震災や熊本地震などの大きな災害の発生により顕在化したリスクへの対応をはじめ、安全・安心な生活への期待、②物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや、ゆとりある生活、自己実現により重きを置く傾向による、人の豊かさの尺度（価値観）の変容（例えば、生活の利便性や快適性などの質（QoL: Quality of Life）の向上等の考え方）、③インターネット上のつながりの深化とともに、豊かさを実現する手段として、いわゆるシェアリングエコノミーに代表されるような、所有から共有へという考え方（各種サービス等におけるインターネット上での相互評価の仕組み等）等、個々人の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応するための技術的環境の形成やそれを実現していくための対策を講じていくことが必要となります。

上記の趣旨を踏まえ、都道府県官民データ活用推進計画は、基本法に規定する「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等の格差の是正に係る取組」、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」を都道府県の実情に応じて定めることを通じて、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与することを目的とします。また、官民データの活用により得られた統計や業務データなどの客観的な証拠に基づき、政策や施策の企画及び立案が行われること（EBPM: Evidence Based Policy Making）による効果、効率的な行政の推進や全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せずその便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会「官民データ利活用社会」の実現も期待されます。

都道府県官民データ活用推進計画は、当該地域における「官民データ利活用社会」のビジョンを示し、住民や関係者がビジョンを共有することで、理解を深め、連携しながら取組を進めることも目的としています。そのため、各都道府県が本計画を作成するにあたっては、積極的な図表の活用などにより、取組が見える化することで住民が「官民データ利活用社会」移行後のイメージを思い描けるようになることを意識して作成してください。

3. 都道府県官民データ活用推進計画の効果

都道府県官民データ活用推進計画を策定することにより、計画的かつ効率的に官民でのデータ利用を促進することになります。

このことにより、都道府県にとっては、官民データの利活用促進のために行う、業務、データ、システムの標準化等により、行政の各種運用コストの削減といった効果はもとより、手続のデジタル化による時間や場所を問わない行政サービス（デジタルファースト）、民間サービスまで含めた手続の一元化（コネクテッド・ワンストップ）、既に提供している情報については再提出不要（ワンスオンリー）等、住民や事業者等がデジタル化の具体的なメリットを実感できるような、新たな行政サービスの提供を計画的かつ効率的に行うことが可能となります。

また、既存の施策を継続して推進する場合においても、都道府県官民データ活用推進計画があることで目標や計画が明確になります。計画に基づき、より詳細な証拠（データ）を取得することで、EBPM サイクル、PDCA サイクルを構築、推進しやすくなります。結果的に、政策・施策の企画・立案・改善をより効果的に実施可能になると期待されます。

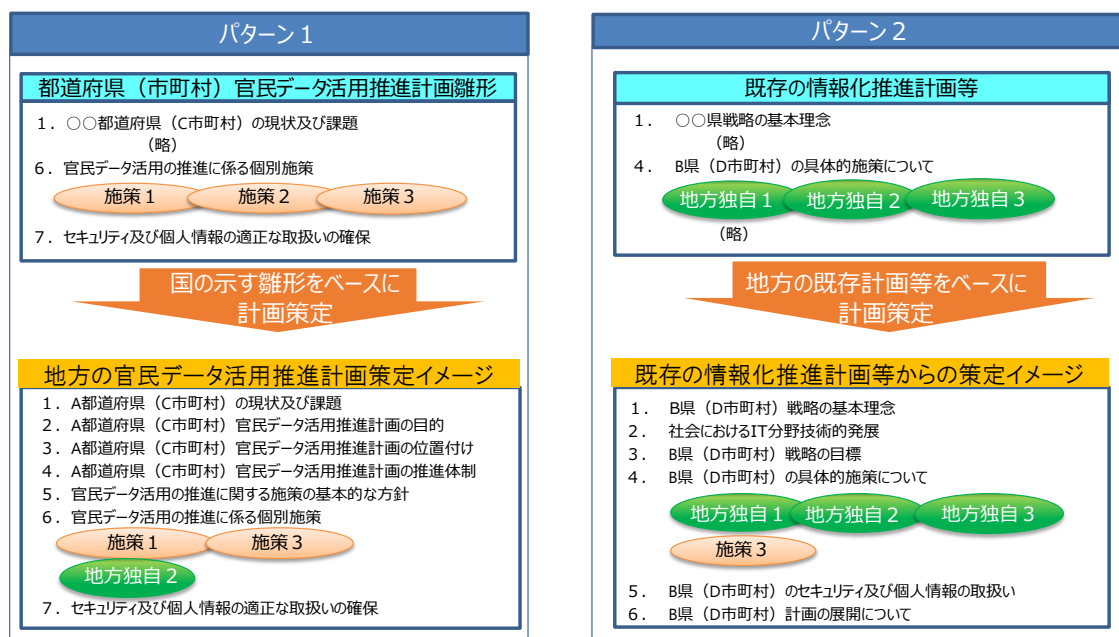
さらに、都道府県官民データ活用推進計画は、基本法により、国が策定する官民データ活用推進基本計画に即して定めることとされていることから、国の施策との相乗効果を期待することもできます。

企業、大学、NPO 等の民間事業者や地域住民にとっては、都道府県官民データ計画があることにより、当該地域における「官民データ利活用社会」のビジョンを知ることが可能となります。ビジョンに共感した民間事業者や地域住民は、自らが有する強みをそれぞれ活かして、「官民データ利活用社会」の構築に協力しやすくなります。

また、都道府県官民データ計画により、地域における官民データの促進のための取組みが見える化し、民間事業者や地域住民にとって地域課題の解決に資する取組みや新たなビジネス創出する機会が増えることになるとともに、行政も含めた関係者との連携が行いやすくなります。

4. 都道府県官民データ活用推進計画作成における基本的考え方

都道府県においては、新たに都道府県官民データ活用推進計画を作成（パターン1）するほか、既に情報化基本（推進）計画等が存在する場合には、当該既存計画に「6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成」で示す内容を盛り込むことにより、都道府県官民データ活用推進計画とする対応（パターン2）も考えられます。その際には、当該既存計画の構成を生かしつつ、基本方針の選択も含めて、適宜必要な内容を盛り込むとともに、都道府県官民データ活用推進計画との関係を言及する等工夫してください。

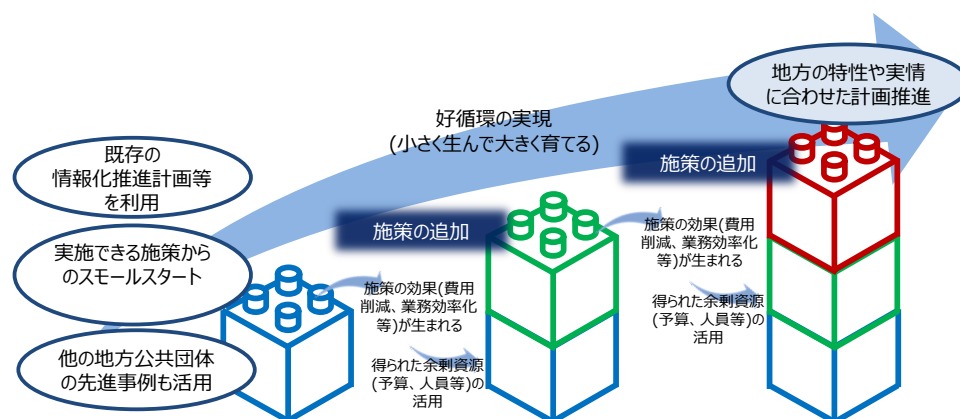


＜図 地方公共団体における官民データ活用推進計画策定のパターン＞

各都道府県におかれては、既に様々な施策を展開している場合には、より一層の推進を目指した計画を作成してください。また、未だ官民データ活用の推進に関する施策に着手していない場合には、先ずはスタートすることが肝要であることから、できるところから取り組むよう必要に応じた施策を絞り込んだ計画を作成する（**スモールスタート**）等、自らの実情に合わせた計画の作成を行ってください。したがって、「Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型」に記載の各施策に関しては、各都道府県の実情を踏まえ適宜取捨選択等しつつ参考にしてください。

なお、計画の推進に当たっては、官民データの活用の効果として生じた余剰資源などを活用して、順次計画の内容を充実させていく好循環（小さく生んで大きく育てる）の実現を進めてください。更には、システムの運用経費の削減や地域間の住民サービスの平準化等を図るため、将来的な地域間の連携も検討してください。

また、都道府県及び域内の市町村において官民データ活用に係る取組が着実に進展するよう、国におけるIT化・業務改革によって得られたノウハウや、地方公共団体における優良・先行事例を紹介した「参考2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集」も活用する等、国の施策以外も適宜取り組んでください。



<図 地方公共団体における官民データ活用推進計画の推進イメージ>

都道府県が計画を作成する際には、計画に盛り込む各施策が有機的に連携することを念頭におくほか、既存計画との整合等も踏まえつつ、適宜計画期間（例えば、3年、5年等）を設定してください。

計画を策定した際には、都道府県官民データ活用推進計画として正式に位置づけたことを明記し、問い合わせ先情報とともに、都道府県の Web サイト等で公開してください。また、計画を改定した場合には、速やかにその内容を更新してください。

なお、国は、官民データ活用推進計画を策定した地方公共団体の情報を政府 CIO ポータル (<https://cio.go.jp/>) に順次掲載しますので、適宜参考にしてください。

5. 都道府県官民データ活用推進計画の策定及び推進体制

都道府県官民データ活用推進計画の策定に当たっては、情報部門だけでなく、都道府県の総合計画といった全体ビジョンの構築を担う企画部門や、様々な部署との協力が必要なことから、庁内部署横断的な体制での取り組みを推奨します。

また、基本法においては、市町村官民データ活用推進計画は、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して作成することになります。施策によっては、都道府県内市町村の広域連携による取組みが有効である場合も考えられます。これらを踏まえると、計画の策定段階から市町村と連携して行うことも考えられます。

さらに、施策によっては、他の都道府県、民間企業や大学・NPO と連携する事も考えられることから、これらの主体と策定の段階から連携することも考えられます。

また、計画策定のみならず、実行できる体制づくりも重要になります。都道府県官民データ活用推進計画の策定・推進に当たっては、他の都道府県や市町村における様々な情報化推進等に関する取組事例を参考にすることや、民間が保有する情報も活用するほか、企画部門や情報部門等における横断的な推進体制の構築により、各施策の成果を定量的に評価し、それに伴う PDCA サイクルに基づく計画の見直し等、必要な取り組みを行うことも重要です。

なお、都道府県官民データ活用推進計画の策定をより円滑に進めるために条例を制定し、当該計画の作成方針やその推進体制を明確にすることも有効と考えられます。この点に関しては、既に一部の地方公共団体において、条例を制定し計画作成の準備を進めていることから、これら地方公共団体の動きも参考にしてください。

6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成

都道府県においては、新たに都道府県官民データ活用推進計画を策定する場合や、既存の情報化推進計画等をベースに計画を策定する場合に限らず、基本法で規定する都道府県官民データ活用推進計画等に関する事項等を整理する場合には、以下の枠組みで示す【都道府県官民データ活用推進計画の構成】の要素を具備した内容とするよう工夫してください。その際、特に「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等の格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」を基本的な方針として適宜掲載してください。

【都道府県官民データ活用推進計画の構成】

1. ○○県の現状及び課題
2. ○○県官民データ活用推進計画の目的
3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け
4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

【基本的な方針に係る5つの柱】

- ・手続における情報通信技術の利用等
- ・官民データの容易な利用等
- ・個人番号カードの普及及び活用
- ・利用の機会等の格差の是正
- ・情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

※必ずしも5つの柱すべてが必須ではなく、自治体の実情に応じて、適宜掲載してください。

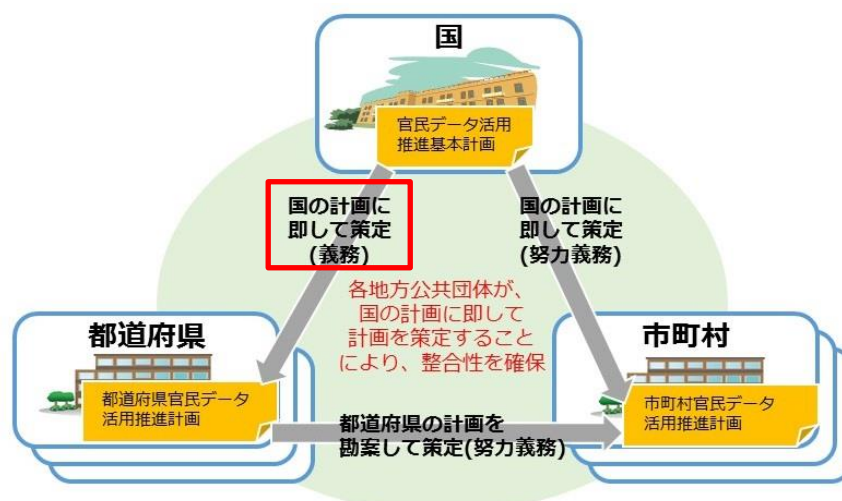
また、同法で規定する「都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項」については、都道府県で取り組む独自の施策のほか、「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」から地域の特性や実情を踏まえて実施する取組を必要に応じ任意に選定し、掲載してください。

なお、施策の掲載に当たっては、計画的かつ効率的に取組めるよう、具体的な目標及びその達成の時期を定めることを原則としてください。

7. 国の施策との整合

都道府県においては、「6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成」で記述したとおり、地域の特性や実情を踏まえ実施する取組を必要に応じ任意に選定する等により都道府県官民データ活用推進計画を作成することになります。しかしながら、官民データの利活用による効果を最大限に発揮するためには、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等同士で官民データを横断的に利活用できる環境を整備しつつ、国全体として一体的に施策を展開できるようにすることも重要であることから、都道府県におかれては都道府県官民データ活用推進計画を作成するに際し、「Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型」や「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」を適宜参照してください。

なお、国や都道府県との整合性確保により、データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進、国民一人ひとりが今まで以上にきめ細かいサービスを楽しむことができる社会の実現、防災や見守り等、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現といったメリットが得られると考えられますので、国や都道府県の施策との整合を図りつつ計画策定してください。



<図 国及び都道府県官民データ活用推進計画の関係>

8. 国からの支援策の積極的活用

官民データ活用推進計画の策定に当たっては、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に設置される総合的な相談窓口や人材の派遣制度等、国からの支援策を積極的に活用してください。

また、「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」で掲載している個別施策については、その中で紹介している個別の支援策についても適宜活用し、円滑な施策の推進を行ってください。

9. サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保

官民データ活用の推進は、我が国が抱える諸問題の解決や今後の成長・発展に欠かせない取組ではありますが、データの活用及びその流通に当たっては、サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保が重要となります。

都道府県においては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」のほか、これら法律に基づく各種規則や都道府県で定める条例等を順守し、適切な官民データ活用の推進が図られるよう必要な取組を行ってください。

Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型²

1. ○○県の現状及び課題

(記載例)

○○県は47都道府県の中でも少子・高齢化の進展が特に顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

<解説>

官民データ活用推進基本計画の策定においては、先ず、都道府県における現状や直面する課題を正しく把握することが重要です。

このため、本項では、これら現状や課題に関し、過去の取組の経緯を整理し、評価・分析するとともに、近隣の地方公共団体での類似の事例を参考にしつつ、これらを踏まえた客観的な事実に基づいて現状や課題を記述いただくことを想定しております。

なお、課題として記述する内容については、庁内の課題に留まらず、記載例にあるような「少子・高齢化の進展」など都道府県が抱える課題や、都道府県にとって重要と考えられる課題を記述いただければと思います。

また、住民に分かりやすくなるよう、統計情報、グラフ、イメージ図などを活用していただくことも検討してください。

² 本雛型の各項における記載例で使用している計画名については、適宜各都道府県における名称に読み替えてください。

2. ○○県官民データ活用推進計画の目的

(記載例)

○○県官民データ活用推進計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（~~令和元~~令和平成30年6月14~~5~~6日閣議決定）」を受けて、○○県内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と都道府県の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、○○県が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

<解説>

都道府県においては、「1. ○○県の現状及び課題」で明示する都道府県が抱える課題を解決することが求められている中、これら課題を解決するための方策として官民データ活用推進計画を策定し、当該計画に基づき様々な施策を実施することが有効と考えられます。

このため、これら課題を踏まえ、重要と考えられる目的を適宜記述いただければと思います。その際、計画を策定することにより、住民及び事業者等や職員に対し、どのような効果やメリットが現れるのかを明確に記述することも重要となります。これにより、本計画への理解と協力が期待されます。

3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け

(記載例)

○○県官民データ活用推進計画は、○○県総合計画（令和~~平成~~○年○月）に基づき定める○○県情報化基本計画（令和~~平成~~○年○月）において推進することとされている、「BPR 推進の取組」、「オープンデータ化推進の取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバイド解消の取組」及び「クラウド化推進の取組」について具体的な施策を定めるものとし、○○県情報化基本計画の下位計画³として位置付ける。

<解説>

本項は、都道府県が策定する官民データ活用推進計画を実行性のあるものとするため、当該計画の位置付けを明確にすることが重要との観点から記述することを想定しております。

都道府県におかれては、総合計画や情報化基本計画等各種計画や基本施策が既に存在しているようであれば、これら既存の計画等との関係性を明確にすることが必要かと思います。

³ 記載例として他の計画との関係を明示する必要性から、「下位計画」という記載を行っていません。官民データ活用推進計画を他の計画の下位計画とすることは必須ではありません。

4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制

(記載例)

○○県官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、○○県官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内に部署横断的な「(仮称)○○県官民データ活用推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、同プロジェクトチームにおいては、四半期ごとに担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本県の行政運営に反映していく。

<解説>

本項は、都道府県において官民データ活用推進計画を策定するための庁内における組織体制や、当該計画策定後の推進体制について記述することを想定しております。なお、当該計画は庁内全体の業務に関係することが想定されますので、当該計画を策定するに際しては、情報部門のみならず、企画・総務部門を始めとして庁内全部署が関与することが必要かと思えます。

また、計画が着実に推進されるよう、各施策の進捗状況を PDCA サイクルを回す等により、管理し、効果を適切に評価・分析することが重要です。したがって、このために必要な体制や仕組みに関しても明確にしておくことも肝要かと思えます。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

(記載例)

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日、~~高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。~~令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、〇〇県や区域の市町村が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した消費活性化策や令和3年3月から本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進していくこととしており、全国の市区町村に対し、「交付円滑化計画」の策定要請がなされている。〇〇県においては、策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号カードの利用を推進することで、国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017（平成29年6月9日閣議決定）、未来投資戦略2017（同））。〇〇県においては、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する（例：身分証としての活用、マイキープラット

フォームの活用等)。また、コンビニ交付サービスの導入推進など、域内の市町村の取組の整合を図り、住民の享受できるサービス水準の平準化を図る。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバйд対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、〇〇県内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

<解説>

本項は、基本法の基本的施策として規定する事項のうち、明確に地方公共団体が取り組むべき施策として規定されている「自らが保有する官民データの活用の推進（オープンデータの推進）（第11条第1項）」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等（第15条第1項）」のほか、地方公共団体に関係が深い「手続における情報通信の技術の利用等（第10条第1項）」、「個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等（第13条）」及び「利用の機会等の格差の是正（第14条）」を念頭に基本的な方針として記述することを想定しております。都道府県におかれては、適宜これら項目を踏まえつつ、基本的な方針を検討いただければと思います。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

<解説>

本項は、都道府県が抱える課題を解決するために重点的に講ずるべき個別施策について、「5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針」に即して、KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）、スケジュール等を整理した上で記述することを想定しております。都道府県におかれては、それぞれの地域特性や実情を勘案し、適宜必要と考える施策を自由に選定し盛り込んでいただければと思います。

なお、本雛型に掲載している記載例のうち、施策名称に「◎」と表示しているものは、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（~~令和元平成30~~年6月14~~5~~日閣議決定）」に盛り込まれた個別施策の中で、当該施策を実施するに際し、国と各地方公共団体との間で一定程度の整合性を確保することによって、官民データの円滑な利活用に繋がると考えられる施策を掲載しております。したがって、もし都道府県において、これら施策に類する個別施策を計画に盛り込むことを検討する場合には、国の施策との整合性の確保についても勘案していただければと思います。

また、本雛型に掲載している記載例のうち、「○」と表示しているものは、各地方公共団体で独自に推進している施策の中で、コスト削減、業務の効率化、住民へのサービスの質の向上等が図られた事例を基に掲載したものです。都道府県におかれては、計画に盛り込む個別施策を検討するに際し、これら他の地方公共団体における事例も参考にしてください。

なお、本項で掲載した記載例は、あくまでも一例ですが、巻末に「参考2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集」としてその他の優良・先進事例を掲載しておりますので、適宜個別施策の検討に際し参考としてください。

1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

【都道府県の施策（記載例）】

◎行政手続のオンライン化 棚卸——

電子行政⁴a⁴

国が実施する棚卸しの進捗や結果を踏まえつつ、〇〇県及び市町村においてオンライン電子化を優先的に取り組むべき手続とその方策を決定するとともに、具体的な取組、目標及びその達成時期について早期に定めることとする。また、優先的に取り組むべき手続のうち、市町村が実施し、〇〇県が取りまとめる手続については、〇〇県が具体的な方針を設定し、その推進を図る。

手続のオンライン電子化に当たっては、フロント部分のオンライン化に留まらず、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」と連動し、〇〇県全体として、情報システムの改革、制度や業務そのものの見直しを併せて実施する。また、一連の手続がオンラインで可能となるように、各手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化（オンライン手続時の手数料の減額などの優遇措置の検討を含む。）、添付書類の省略の検討を行う。既にオンライン化されている〇〇手続についても、スマートフォンを利用して申請できるようにするなど、利用者の利便性向上に取り組む。

また、棚卸しに基づくオンライン化原則に向けた業務の見直し（BPR）やシステム改革の推進に当たっては、マイナンバー制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取組を進める。

＜KPI＞

オンライン利用率

＜スケジュール＞

令和元平成 30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」に

基づき、令和平成〇〇年度末までに〇〇県における取組方針を取りまとめる。

【対応する国の施策】⁵

・地方公共団体の行政手続のオンライン利用促進

- ~~利用者の利便性向上や業務の効率化のため、行政手続のオンライン化が必要。~~
- ~~平成30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」に基づき、地方公共団体は、必要に応じて官民データ活用推進計画に組み込んだ上で、行政手続の~~

⁴ 国の官民データ活用推進基本計画策定時の8つの重点分野に基づく分類を参考情報として付与したものです。計画の策定に当たっては、任意の分類を設定することも可能です。

⁵ 【都道府県の施策（記載例）】に対応する国の施策を分かりやすく示すために参考に併記した項目ですので、官民データ活用推進計画に、必ずしも併記する必要はありません。

オンライン利用を推進。

- これにより、国民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請を Web 上で完結できること、行政機関等からの情報を Web 上でプッシュ型通知により受けることができること等を実現できる環境を整備。地方公共団体は、デジタル行政推進法において、行政手続のオンライン化に取り組むことについて努力義務となっている。

- 都道府県は、市町村に対し、以下の推奨・助言をし、強力にけん引することを期待。

① 手続のオンライン化の推進

◇ 平成 30 年 5 月に総務省が策定した「オンライン利用促進対象手続（34 手続）」のオンライン化

◇ マイナポータルを通じた子育て・介護・被災者支援ワンストップの実現

◇ 様々な分野の手続オンライン化

② 汎用電子申請システムとの接続

- 市町村の様々な分野の手続オンライン化には、各市町村において、マイナポータル等の分野横断的な「汎用電子申請システム」と接続することがポイント。（電子申請を受け付けるための電子申請システムが整備されていない 260 の市町村や、汎用の電子申請システムを導入していない市町村が存在する）。

- マイナポータルの電子申請受付機能を活用すれば、様々な分野の手続オンライン化を容易に実現できる。

- コンビニ交付参加団体は、コンビニ交付基盤をマイナポータルとの接続基盤として活用できるため、スピーディかつ低コストで、様々な分野の手続オンライン化を実現できる。

③ 汎用電子申請システムの共同利用の促進

- 各市町村の個別の取組が進展しない場合、市町村の共同利用について、都道府県が先導して検討いただくことを期待。

- 各都道府県は、市町村の導入の実情を踏まえ、最適な共同利用の方法（下記のパターン A、パターン B 又はそのハイブリッド等）を検討し、都道府県内の市町村の共同利用を促進することが期待されている。

<パターン A>マイナポータル活用方式

- <パターン B>ベンダーシステム活用方式

【都道府県の施策（記載例）】

◎自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進

電子行政

〇〇県において自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用可能とするため、所要の整備を実施する。具体的には、〇〇までに、税に係るシステムの改修や警察の保管場所証明に係るシステムを構築等、体制の整備を行う。

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）を利用して行われた申請については、その利用状況を踏まえ、必要に応じて運用の見直しを行い、行政サービスの効率化を図る。

<KPI>

OSS 利用率、OSS 申請件数

<スケジュール>

令和平成〇年までに〇〇県において OSS を利用可能とする。

システム稼働日以降、必要に応じて見直しを行いつつ OSS 申請案件の円滑な処理を実施

【対応する国の施策】

・自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実

- ~~自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）については、窓口申請との申請手数料差別化（平成 30 年 4 月から）など、申請者のメリットを具体化してきたが、更なる利用促進を図ることが必要。このため、自動車検査証の電子化など申請手続の完全電子化（ゼロストップ化）に向けた検討を行い、平成 31 年度前半に結論を得る。~~
- ~~また、従来の登録車に加え、軽自動車についても OSS の対象として拡大するため、制度面や技術面の見直し・改善の検討を行い、平成 30 年度前半までに取りまとめる。~~
- ~~ワンストップサービス（OSS）の導入地域数については、平成 30 年度において、9 地域で新車新規 OSS が新たに導入され、合計 38 地域に増加。対象車種及び対象手続については、令和元年度の軽自動車 OSS の導入に向けた準備を進めるとともに、平成 31 年 4 月より輸出・解体等に係る手続を追加するためのシステム改修を行った。また、OSS の利用率や申請件数の増加のためには、OSS を利用することによる更なる申請負担の軽減措置を講ずることが必要。このため、平成 30 年 4 月より、検査登録手続に係る手数料を OSS 申請の場合と書面申請の場合で区分し、OSS 申請の場合の手数料を引き下げることにしたほか、継続検査等の OSS 申請を行ってもなお必要となる運輸支局等への来訪を不要とするために必要な自動車検査証の IC カード化に向けた制度整備に取り組んだ。~~
- ~~自動車検査証の IC カード化による運輸支局等への来訪不要化に当たっては、OSS の利用が必要となることから、自動車検査証の IC カード化に先立って OSS が利用されるよう、令和元年度以後、OSS の周知活動を強化するとともに、IC カード化された自動車検査証の空き容量の民間活用（例えば、IC チップの空き容量を利用して過去の自動車関連情報を参照可能とすることができるなど）について検討し、令和 5 年 1 月を想定し、IC カード化した自動車検査証の交付開始に向けた準備を進める。~~

【都道府県の施策（記載例）】

○道路管理におけるセンサー利用による業務効率の改善の取組

インフラ・防災・減災等

〇〇県では、パトロール車による定期巡回のほか、地域の住民等からの通報に基づく道路の点検・補修を行っているが、多くの場合、地域の住民等からの通報により路面等の破損が判明するケースが多く、事故の未然防止という観点からは問題となっていた。

上記の課題を解決するため、スマートフォンの加速度センサーを活用した路面の劣化区間の自動推定の仕組みを構築する。これにより、パトロール車による定期巡回の効率化、定期巡回の頻度の向上を図り、交通事故の未然防止に寄与する。

<KPI>

パトロール車による巡回頻度の向上
道路等年間修繕件数

<スケジュール>

令和〇年までにパトロール車による巡回頻度を週〇回に向上
令和〇年までに道路等年間修繕件数〇件を達成

【対応する事例集の施策】⁶

・「クラウド位置情報サービスを活用した道路パトロール支援（柏市）」（事例集 1-4）

⁶ 事例集の施策を基に記載例を作成しておりますが、記載例の内容が事例集に挙げた地方公共団体の現状や取組等を示している訳ではありません。あくまで、記載例に類似する取組という位置付けとなっております。

【都道府県の施策（記載例）】

○図書館関連業務に係る電子化の取組

電子行政

〇〇県では、図書館の利用率向上に繋げるため、子育て世代を対象とした絵本の読み聞かせ会や小・中学生を対象とした各種ワークショップを夏季及び冬季休暇に行うなどの取組を平成〇年より行ってきた。近年では、全ての世代において、年間の図書貸し出し数が増加するなど、各種取組の成果が実を結びつつある。

その一方で、貸し出しカウンターでの待ち時間の増加や人気の書籍が長期間借りられない状況が続くなど、図書館機能の向上が急務となっている。

上記の課題を解消するため、RFIDを利用した蔵書の管理体制の構築による貸し出し傾向の分析のほか、Webによるオンライン予約機能や利用者自身による自動貸出機能の提供といった図書館関連業務の電子化を進め、図書館利用者の満足度及び図書館利用率の向上を図る。

また、図書館関連業務の電子化に当たっては、マイナンバーカードを図書館カードとして利用できるようにするなど、各種施策との連携を踏まえて必要な取組を進める。

<KPI>

県民アンケートにおける図書館利用者満足度
年間図書館利用者数

<スケジュール>

令和平成〇年までにオンライン予約機能及び自動貸出機能を提供

令和平成〇年までにマイナンバーカードを図書館カードとして利用

【対応する事例集の施策】

- ・「ITを活用した次世代型図書館の構築（山梨県）」（事例集 1-2）
- ・「図書館でのマイナンバーカード活用の取組（姫路市）」（事例集 3-6）

等々

2. 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

【都道府県の施策（記載例）】

◎各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

電子行政

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考としてとりまとめた、公開することが推奨されるデータセットおよびフォーマット標準例）等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。具体的には、令和2平成32年に向けて、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。その際、国や区域の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する（例：区域の全ての自治体のデータをカバーするカタログサイトの整備）。また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

<KPI>

オープンデータ公開サイトの整備・運用

オープンデータ公開件数

<スケジュール>

令和2平成32年までにオープンデータ公開サイトを整備・運用

令和2平成32年までにオープンデータ公開件数〇件を達成

【対応する国の施策】

・地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- 地方公共団体のオープンデータ取組率について、都道府県は平成30年3月に100%を達成。一方、市町村を含めた全体としては約 2419%（418343団体。平成310年3月4日 1130日時点）。今後、都道府県とも連携しながら、市町村の取組促進を重点的に行う必要。
- 平成29年12月に公開した、地方公共団体が公開することが推奨されるデータセット（以下「推奨データセット」という。）の拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介等の取組を通じ、オープンデータ伝道師や地域情報化アドバイザーの地方公共団体への派遣による研修・啓発活動、オープンデータ100などの優良取組事例の充実・横展開、地方公共団体がオープンデータ化に着手しやすいデータの周知などの取組を通じ、引き続き、令和2平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。
- これにより、地域における新たなサービスの創出や諸課題を解決。

・訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進（地方公共団体が保有する情報の公開促進を含む）

- 訪日外国人観光客等が増加しつつあるものの、観光関係情報のオープンデータ公開や公開されるデータの標準化が進んでいない。
- 事業者等による新たな観光サービスの創出や多言語対応等を促進するため、第1回オープンデータ官民ラウンドテーブルの議論等の結果を踏まえ、観光に資する「飲食店営業許可申請情報」を推奨データセットを新たに追加するほか、推奨データセットの中の観光分野のオープンデータ公開を促進するなど、令和2平成32年度ま

- でに全ての地方公共団体で観光関係情報をオープンデータ化。
- これにより、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人観光客等への情報提供の充実及び新たな観光サービスを創出。

【都道府県の施策（記載例）】

◎ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

移動

〇〇県では、昔ながらの街並みを生かした観光業が盛んであり、訪日外国人客など多くの観光客が本県を訪れている。その一方、本県の住民は高齢化が徐々に進んでいることから、観光客や地域住民に対して、それぞれのニーズに合ったバリアフリー情報の発信が課題となっている。

上記の課題を踏まえ、高齢者、障害者等も含め、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICT を活用した歩行者移動支援サービスの実現を図るため、道路、公園をはじめ公共施設等における地図データやバリアフリーに関する情報のオープンデータ化等の環境整備を行う。これにより民間活力による新しいサービスの提供や地域コミュニティの活性化等による住民の利便性の向上に寄与する。

<KPI>

オープンデータ化されたデータ数

<スケジュール>

令和 2 平成 32 年までに公共施設に関するデータをオープンデータ化

【対応する国の施策】

・ ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

- 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。平成 ~~30~~29 年度を取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）における空間情報インフラの整備、実証実験後にいかに民間事業者によるサービス創出につなげるかが課題。
- ~~平成 30 年度は、災害時における屋内の位置情報に応じた避難情報の提供実証を行うとともに、人の位置情報を活用した混雑回避移動支援情報提供をモデルとして実証するほか、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータのオープンデータ化を推進。~~
- ~~令和元年度は、大規模イベント時において、高齢者や障害者を含む人々を対象としたナビゲーション等の実証を、民間事業者等と連携して行うほか、施設や経路のバリアフリー情報などの移動に必要なデータのオープンデータ化を推進。~~
- これにより、令和 2 平成 32 年までに主要空港から 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能とする民間サービスを実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎保有する各種地理空間情報等に係るオープンデータ化の促進

電子行政

行政事務の効率化、新たなサービスの創出等に向けて活用される、基盤地図情報などの情報インフラの速やかな更新に資するため、〇〇県が保有する道路・港湾・公共施設等の工事計画図面等のオープンデータ化を推進する。

また、オープンデータ化された地理空間情報の利活用の推進を図るため、G空間情報センターへの登録その他の分かりやすい情報提供を行うことで、民間における地理空間情報活用を促進し、地域経済の活性化に寄与する。

<KPI>

オープンデータ公開サイトの整備・オープンデータ公開件数
G空間情報センターへのデータ登録数

<スケジュール>

令和平成〇年までにオープンデータ公開サイトを整備・運用

令和平成〇年までにオープンデータ公開件数〇件を達成

令和3平成33年までにG空間情報センターへの登録件数〇件を達成

【対応する国の施策】

・基盤となる地理空間情報等の整備・提供

- 民間事業者等による地理空間情報に関するサービス・産業活用が進められている中、地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現に向け、基盤となる地理空間情報等を整備し利用しやすい形で提供することが必要。
- そのため、基盤地図情報・電子国土基本図を国・地方公共団体等との連携の下、道路等の重要項目は頻度の向上を図りつつ、着実に更新を実施するとともに、地理空間情報ライブラリーの内容の充実、機能追加等サイト改良を実施。また、引き続き電子基準点による安定的な位置情報の提供に加え、今後新たに整備される測位衛星についても安定して観測データを提供できるよう対応。
- これにより、基盤となる地理空間情報等が利用者にとって利用しやすい形で整備・提供され、更に利便性が向上することで、地理空間情報の活用の促進及び新サービス・産業等の創出を期待。

・地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等

- 平成29年度までは、防災・観光など、地理空間情報を頻繁に使う分野におけるデータ作成を行ってきたが、地理空間情報の活用を拡げるため、地理空間情報を頻繁に使う分野におけるデータ作成をこれまで行ってきたが、他方面にも地理空間情報の活用を拡げるため、これまで活用が進んでいない分野における有用性の高いデータを作成することが課題。
- そのため、今後平成30年度からは地方公共団体のデータを中心に幅広いデータの収集・登録を行い、新たな分野におけるデータ作成を6分野、参加団体数を25団体を目指す。平成31年度には新たな価値のあるデータを10分野作成し、現在作成している4分野をはじめとしたデータ作成を進め、令和元年度には既存登録分を含め合計分野数としてデータを10分野作成し、平成32年度には循環システムへの参加団体数450団体以上、G空間情報センターの平均月間ページビュー数940万5千件以上を目標として利用の拡大を促進。

- これにより、データの流通・利活用に必要な取組を推進し、国民の利便性を向上。

【都道府県の施策（記載例）】

◎地域におけるビッグデータ利活用の推進

電子行政

国が策定した「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」（平成30年6月総務省策定。地方公共団体が、個人情報保護にも配慮しつつ、その保有するデータを部局・分野横断的に活用して効果的な政策立案や住民サービスの向上等に取り組むための手引書。）を参考として、自らが保有するビッグデータの利活用を推進するとともに、区域の市町村におけるビッグデータの利活用の推進について助言を行う。

その際、庁内の部局・分野に加えて、市町村等との連携可能性を踏まえて、広域でのデータの利活用のあり方についても検討し、より効果的な施策への活用を図る。

<KPI>

自らが保有するビッグデータの利活用に係る分野数

自らが保有するビッグデータの利活用に取り組む区域の市町村数

<スケジュール>

令和2平成32年度までに○分野で自らが保有するビッグデータの利活用を

実現

令和2平成32年度までにビッグデータ利活用を実現する区域の市町村数○

団体を実現

【対応する国の施策】

・地方公共団体における AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術の活用推進の支援

＝地方公共団体内部におけるビッグデータの利活用を推進することにより、業務効率化やデータに基づいた効果的な政策立案、住民サービスの向上等が可能。このため、平成29年度には、地方公共団体のビッグデータ利活用に関するモデル実証・先行事例の調査を複数地域において実施。併せて、データ利活用に係るスキル習得のための教材開発、地方公共団体職員向け研修を実施。

＝平成30年度以降は地方公共団体のビッグデータ利活用に関する事例の創出やデータ利活用人材の育成をノウハウ面で支援すると共に、地方公共団体が保有するデータを部局・分野横断的に活用するためのガイドブックを策定。

＝これにより、ビッグデータ活用人材を育成し、ビッグデータ活用の全国展開を推進。

＝地方公共団体における AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術の導入に当たっては、データの安全管理措置、コストの低減、汎用化等の課題があり、クラウドAIの活用方法の確立等が必要。

＝令和元年度以降は、①活用が進められていない自治体行政分野への AI・クラウドAI導入についての標準化、②RPA 導入に係る初期費用の補助を行う。

＝これにより、地方公共団体における AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術の活用を推進し、業務効率化、人材不足への対応、地域課題の解決、住民サービスの向上等を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

○オープンデータを活用した地域課題解消の取組

その他

〇〇県では、県内の市町村及びNPO法人との協力により、カタログサイトを構築するなど、県及び県内市町村が保有するデータのオープンデータ化に取り組んでいるが、オープンデータ化の必要性や取組そのものに対する職員の理解が進んでおらず、公開されているデータに偏りがみられる状況にある。

上記の課題を解消するため、オープンデータ伝道師等の有識者による市町村及び県職員向けセミナーを定期的を開催することで官民のオープンデータに対する理解を深めるとともに、各種施策でのオープンデータの活用を推進及び県内市町村間での連携を促進するための素地を確立する。

また、民間活力による自主的な地域課題の解決を促進するため、県内の市町村で行われるオープンデータを活用した各種アプリコンテストの開催を支援するなどの取組により、行政への住民参加の促進に寄与する。

<KPI>

オープンデータ公開データセット数

オープンデータを活用した施策数

<スケジュール>

令和平成〇年までにオープンデータ公開データセット数〇件を達成

令和平成〇年までにオープンデータを活用した施策数〇件を達成

【対応する事例集の施策】

- ・「ICT×シビックテックによる交流・連携の促進（金沢市）」（事例集 2-5）

【都道府県の施策（記載例）】

◎都市計画に関するデータの利用環境の充実

分野横断

国からの技術的助言である「都市計画基礎調査情報の利用・提供に関するガイドライン（仮称）」＜個人情報保護等の観点も踏まえた都市計画基礎調査情報の利用・提供に関する技術的助言。等令和元平成 30 年度中に（平成 31 年 3 月）策定予定。＞（以下「ガイドライン」という。）を参考として、〇〇県が保有する都市計画基礎調査情報を全国横並び比較しやすい形でオープンデータ化を行う。また、県内の市町村における都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の推進についても助言を行う。

<KPI>

オープンデータ化されたデータ項目数

<スケジュール>

調査項目のうち〇〇と〇〇について、現在行っている調査に併せ現在保有しているデータについては、可能なものから令和平成

〇年度により、

今後保有する予定のデータについては、〇〇と〇〇のデータ項目をガイドラインを踏まえオープンデータ化

上記にかかわらず、現在保有している都市計画基礎調査情報について、可能なものから令和平成〇年度よりオープンデータ化

【対応する国の施策】

・都市計画に関するデータの利用環境の充実

- 個人情報の処理方法が確立されていないなどの理由により、地方公共団体が保有する都市計画基礎調査情報のオープンデータ化が進展していない。
- そのため、平成 29 年度に設置した検討委員会での個人情報保護との関係に係る課題の整理等を踏まえつつ、利用・提供の基本的考え方等について検討し、平成 30 年度中にデータの共通フォーマットを作成するなど、都市計画に係るデータを利活用しやすくする具体的方策を整理し、ガイドラインを作成。
- これにより、都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）のオープンデータ化を促進。平成 30 年度に都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等を策定したが、今後、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化を進めるには、更なる利活用環境の充実が必要。
- このため、ガイドライン等について全国の地方公共団体の担当者等に対する説明会・研修会の実施や利活用の例・分析手順の提示を行うとともに、効率的な都市計画基礎調査手法等の幅広い検討・整理、情報収集等を行う。
- これにより、都市計画基礎調査情報のオープンデータ化の促進やデータの利用の推進を図る。

【都道府県の施策（記載例）】

◎犯罪発生情報のオープンデータ化の推進

インフラ・防災・減災等

犯罪発生情報を公開することにより、地域住民等による自主防犯活動や学術研究者による犯罪発生状況に関する研究等が促進され、より効果的な犯罪対策が図られる。そのため、国が提示する公開要領に従い、犯罪発生情報の公開を推進する。

<KPI>

オープンデータ化された犯罪発生情報の件数
データへのアクセス数

<スケジュール>

令和平成〇年度から、順次、公開を推進

【対応する国の施策】

・犯罪発生情報のオープンデータ化の推進

- 犯罪発生情報については各種統計データが公表されているが、更なる粒度の細かいデータの公開に向け、平成 29 年度に公開対象罪種を選定し、罪種ごとの公開粒度等を検討した上で、平成 30 年度に警察庁から都道府県警察に対して公開基準を示達。
- を公開することによって、関係団体や地域住民等による自主的な犯罪抑止対策の促進が期待。平成 29 年度の検討結果を踏まえ、罪種ごとの公開粒度等の検討が今後の課題。令和元年度から、都道府県警察において犯罪発生情報のオープンデータ化に係る諸準備を行った上で、順次ウェブサイトで公開することから、警察庁において、その進捗状況や効果（KPI）の把握を実施。
- 平成 29 年度に選定した公開対象罪種について、罪種ごとの公開粒度等を検討した上で、警察庁が都道府県警察に対して平成 30 年度中に公開基準を示し、都道府県警察において、順次、公開を推進。
- これにより、国民が自由に犯罪発生情報を閲覧し、自主防犯活動にいかすことができるほか、学術関係者による犯罪発生状況に関する研究の促進、同研究結果の還元による、より効果的な犯罪抑止対策の推進を期待。

等々

3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

【都道府県の施策（記載例）】

◎マイナンバーカードの企業等一括申請出張申請受付等による取組 電子行政

〇〇県では、マイナンバー制度への理解促進及びマイナンバーカードの普及を図るため、県内の地域ごとに事業者向けの説明会の開催や、企業が開催するセミナー等での啓発活動の実施などの各種取組を進めてきた。

その成果もあり、県内の市町村でのマイナンバーカードの交付率は全国平均を上回っている状況となっているが、今後も継続してマイナンバーカードの普及を図っていくため、県内の市町村及び企業団体等と連携し、企業を通じた従業員へのマイナンバー制度に関する啓発を行うとともに、企業等一括申請出張申請受付方式によるマイナンバーカードの交付申請の取組を併せて進める。

~~また、市町村が庁舎外でマイナンバーカードの交付申請を受け付けるための環境構築に積極的に関与することで、更なるマイナンバーカードの普及に寄与する。~~

<KPI>

企業等一括申請出張申請受付方式による交付申請実施企業数
県内マイナンバーカード交付率

<スケジュール>

令和平成〇年までに企業等一括申請方式による交付申請実施数〇社を達成

令和平成〇年までに県内マイナンバーカード交付率〇%を達成

【対応する国の施策】

・企業等団体によるマイナンバーカードの一括申請及び取得

~~- 市区町村へ設置したマイナポータル用端末等によるマイナンバーカードのオンライン申請等、先進的な地方公共団体の事例を基に出張申請を他の地方公共団体へ横展開。~~

【都道府県の施策（記載例）】

◎マイキープラットフォーム構想の推進

電子行政

〇〇県では、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、国が実施するマイキープラットフォーム~~及び自治体ポイント管理クラウド等~~を活用した施策を実施するとともに、市区町村に対して~~実証事業へ~~マイキープラットフォームを活用した施策の実施参加を促す。

<KPI>

マイキープラットフォームへの参加

<スケジュール>

令和平成〇年までにマイキープラットフォームへ参加

【対応する国の施策】

・マイナンバーカードの多機能化の推進

- マイナンバーカードを国民に浸透させるための多機能化が必要。

~~- マイキープラットフォーム等を活用し、参加地方公共団体において、地域経済応援ポイント活用等の実証を引き続き実施。平成30年度以降、実証結果を踏まえつつ、全国への展開を推進。令和2年度の自治体ポイント実施のためのマイキープラットフォーム等の改修、地方公共団体や利用店舗の参加促進による利用環境の整備、利用者への効果的な広報、マイナンバーカードの取得の平準化等を進める。また、本年末までにマイキープラットフォーム運用協議会への全地方公共団体の参加を促すとともに、市区町村と都道府県の連携体制を整備する。~~

- マイナンバーカードを用いた各種申請手続等での利活用案の検討や利活用策ごとの目標値の設定等を進め、国民の利便性を向上。

【都道府県の施策（記載例）】

◎コンビニ交付サービスの導入推進

電子行政

〇〇県では、県内の多くの市町村で住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書類について、コンビニ交付の導入が進んでいるが、一部の市町村では、未だコンビニ交付の検討も進んでいない状況がみられる。

上記の課題を解決し、県内でのサービス水準の平準化を図り住民の利便性向上に寄与するため、国と連携して「〇〇県市町村コンビニ交付導入に係る担当者説明会」を開催し、最新の技術動向や必要な経費、地方財政措置等に関する情報提供を行うことで、コンビニ交付未導入の市町村における導入と導入済市町村における、新たな証明書類への対応等の取組を促進していく。

<KPI>

県内のコンビニ交付サービス導入市町村数

<スケジュール>

令和平成〇年までにコンビニ交付サービス導入市町村数〇自治体を達成

(県内人口の〇割を達成)

【対応する国の施策】

・コンビニ交付サービスの導入推進

- 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。
- 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書において、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和元年度末までに1億人が利用できる環境を確実に構築するとともに、各団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。~~をマイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、平成31年度末までに1億人が利用できる環境を構築。~~
- これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。

【都道府県の施策（記載例）】

○マイナンバーカードを活用した情報セキュリティの確保

電子行政

〇〇県では、一般事務職の職員には一人一台の行政情報端末を割り当てるなど、事務処理の電子化に早期から取り組んできた。行政情報端末へのアクセスは管理職等、審査事務を担当する職員は静脈認証によることとしているが、多くの職員がパスワードによることとなっている。パスワードについては、定期的な変更を必須としているが、職員へのアンケート調査によると、多くの職員が一つのパスワードの軽微な変更により対応している状況が判明しており、情報セキュリティの確保には何かしらの対策が急務となっている。

上記の課題を解決するため、行政情報端末へのアクセスや特定の管理エリア等への入室についてセキュリティカードによるアクセスを導入することとし、パスワードの使いまわし等を防止することで、情報セキュリティの確保に繋げる。また、セキュリティカードについては、マイナンバーカードを活用することで、経費の増加抑制を図るとともに、カードの持参忘れ防止のため、マイナンバーカードの職員証としての利用についても並行して取り組むこととする。

なお、本取組については、県内の市町村にも普及を図るべく、導入状況等について情報共有を進めるとともに、説明会の開催等、各種支援についても検討を進める。

<KPI>

行政情報端末等へのアクセスに係るセキュリティカード利用
マイナンバーカードの職員証としての利用

<スケジュール>

令和平成〇年までに情報端末等へのアクセスにセキュリティカードを利用

令和平成〇年までにマイナンバーカードの職員証としての利用を開始

【対応する事例集の施策】

- ・「マイナンバーカードを活用した情報セキュリティ強化への取組（徳島県）」（事例集3-2）

等々

4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

【都道府県の施策（記載例）】

◎IoT 地域実装のための総合的支援施策の周知

電子行政

国と連携しつつ、市町村や民間事業者をはじめとする IoT 地域実装のための総合的支援策の活用が想定される者に対して、同支援施策に関する説明会を実施するなど、〇〇県内市町村、民間部門における IoT の実装に向けた取組を精力的に実施することとする。

<KPI>

地域 IoT の成功モデル等の実装事例数

<スケジュール>

〇 令和平成〇年までに生活に身近な分野での IoT を活用した取組を延べ
件以上創出

【対応する国の施策】

・IoT 地域実装のための総合的支援

- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT 実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。
- 民間活力を最大限に活用しつつ、地域における IoT 実装を進めるため、令和元平成30年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣など等の人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルール明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域 IoT 実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域 IoT 実装状況に関する調査等により本施策の効果 KPI 及び更なる地域ニーズ把握を実施。
- このような取組により、成功モデルの横展開を含め、令和2平成32年度までに 800 の地方公共団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進

インフラ・防災・減災等

災害発生時の情報伝達手段確保のため、防災拠点（学校等の避難所・避難場所、官公署）や被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における Wi-Fi 環境の整備を行う。これにより被災者のニーズに応じた情報収集が可能となる。

<KPI>

整備済箇所数

<スケジュール>

「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画（平成 28 年 12 月総務省）」に基づき、平成 29 年度に○箇所、30 年度に○箇所、令和元~~31~~年度に○箇所
所の防災拠点等における Wi-Fi 環境を整備

【対応する国の施策】

・防災拠点等における Wi-Fi 環境の整備推進

- ~~-Wi-Fi は、高速・大容量の無線通信が可能であり、IoT 社会を支える重要な社会インフラとして、早急な整備が求められている。必要。その一方、地方公共団体が Wi-Fi 環境の必要性、防災面等での有用性や、整備の推進についての知識や認識が不足。~~
- ~~-引き続き、整備の推進を図るとともに、その整備状況に関して必要な調査や、地方での活用事例の創出等を進め、「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」の更新を行う予定。~~
- ~~-これにより、災害時に避難者や滞留者が適時に必要な情報伝達・情報確保を行うことを可能とし、安全確保や安否確認を容易とすることで、避難生活の利便性を向上。~~
- ~~-他方、Wi-Fi 環境の必要性、防災面等での有用性及び整備の推進について地方公共団体の知識や認識が不足していることから、地方での活用事例の創出等を進めるなど、普及促進を図ることが必要。~~
- ~~-引き続き、国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等、官民連携して更なる整備の加速化をさせていく。~~

【都道府県の施策（記載例）】

◎Web アクセシビリティ確保のための環境整備等のデジタルデバ 電子行政

〇〇県では、高齢化が進みつつあり、県民アンケートによると高齢者ほど、地域情報の収集を地域の広報物や回覧板といった紙媒体に依存している状況となっている。その一方で若年層では、PC やスマートフォンの所有率が年々増加してきており、デジタル情報機器を所有する年齢も低くなる傾向が見られる。既にあらゆる情報やサービスがデジタル機器 Web サイトの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者の方にもデジタル機器 Web サイトの活用は重要となってきている。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めた誰もがデジタル化の恩恵を受けられるように行政手続のオンライン申請等に関するアドバイザーによる支援を行う。

また、行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、本県 Web サイトの更新に合わせて、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき JIS 規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。

<KPI>

アドバイザーの数

本県 Web サイトの JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）の適合レベル AA への準拠率

<スケジュール>

令和〇年までに〇人のアドバイザーによる支援を実施

令和平成〇年までに本県 Web サイトを JIS 規格（JIS X 8341-3 : 2016）

の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

【対応する国の施策】

・Web アクセシビリティ確保のための環境整備等

- 高齢者や障害者など、ICT の恩恵を十分に享受できていない者が多く存在
- 誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、平成 29 年度の調査結果を踏まえ更なる公的機関 Web サイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、平成 29 年度から令和 3 平成 33年度までにかけて事業者等への助成を行い、進捗状況を確認。
- これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もが ICT の恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎条件不利地域等における携帯電話のエリア整備の推進 インフラ・防災・減災等

〇〇県では、地理的条件や事業採算性の問題等により、携帯電話を利用することが困難な地域が残存（令和~~平成~~〇年度〇万人（エリア化を要望しない居住者を除く。））しているため、国の補助事業の活用等により携帯電話基地局を整備し、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正する。

<KPI>

サービスエリア外の人口（エリア化を要望しない居住者を除く）

<スケジュール>

令和~~元~~平成~~31~~年度末までにサービスエリア外人口を〇万人とする

【対応する国の施策】

・条件不利地域等における携帯電話のエリア整備の推進

- 地理的条件や事業採算性等の問題等により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や現在の携帯電話システムの主流である 3.9 世代移動通信システム（LTE）以降のシステムが利用できないエリアがある。このため、不感エリアの解消やエリア内の通信方式の高度化及び利用可能なサービスの品質向上が必要。
- 困難な地域が残存。また、災害発生時の連絡手段確保等の重要性から、登山道、緊急輸送道路及び災害時に避難所となる施設等の非居住地域におけるエリア化の推進が必要。
- 引き続き、地方公共団体や無線通信事業者が行う基地局・伝送路の整備への補助金交付を行い、平成 31 年度末までにサービスエリア外の人口 1 万人未満（エリア化を要望しない居住者を除く。）を目標として推進するとともに、非居住地域についても、緊急時や災害時に携帯電話を利用できる環境を整備。
- これにより、携帯電話の利用に関する地域間格差を是正。
- 災害発生時の連絡手段確保等の重要性から、登山道、緊急輸送道路及び災害時に避難所となる施設など、不感エリアの解消を促進するための具体的な方策について検討を行い、本年夏頃までに結論を得る。
- これにより、携帯電話を利用できるエリアを拡大し、緊急時等の安心安全の確保等を推進。

【都道府県の施策（記載例）】

◎条件不利地域における ICT インフラの整備の推進

インフラ・防災・減災等

地方創生の取組を更に進め、市民生活や産業等のあらゆる分野において、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受できるようにするため、情報通信基盤の整備を推進する。

<KPI>

光ファイバ整備世帯数

<スケジュール>

過疎・離島等の条件不利地域において超高速ブロードバンドを令和〇年度までに〇世帯整備する。

【対応する国の施策】

・条件不利地域における ICT インフラの整備の推進

- 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fi などの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。
- 今後、地理的条件が不利な地域において電気通信事業者等が行う 5G 等の高速・大容量無線局の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。
- これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5G や IoT 等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。

【都道府県の施策（記載例）】

○公式サイト改修への住民参加の取組

電子行政

〇〇県では、公式サイトの改修時期を迎えているが、現在のサイトは構築から 10 年が経過しており、各種ブラウザとの互換性やユーザビリティにも問題を抱えている状況である。現在、Web サイトは住民生活に欠かせないツールとして認識されており、その利便性の向上は喫緊の課題となっている。

上記の課題を解決するため、県民、有識者、県職員等による「（仮称）〇〇県公式サイト改修に係る検討委員会」を立ち上げ、県民の意見や最新の技術動向等を反映した公式サイトの構築に寄与する。

<KPI>

県民アンケートにおける利用者満足度の向上

<スケジュール>

令和平成〇年度県民アンケートにおける利用者満足度〇%の達成

【対応する事例集の施策】

- ・「市民と事業者、行政で創り上げる氷見市ホームページリニューアルの取り組み（氷見市）」（事例集 4-1）

【都道府県の施策（記載例）】

○県内におけるフリーWi-Fiの整備

観光

〇〇県では、県内の市町村において、災害対応及び観光振興等に活用するため、無料で利用可能なWi-Fi環境の構築が進んでおり、その利用件数も年々増加してきている。その一方で、接続時の認証方法はそれぞれのサービスで異なっており、観光客へのアンケートでは、その点に対する意見が多数であった。特に外国人観光客からは改善を強く要望される結果となっている。

上記の課題を改善するため、県内の市町村が提供するフリーWi-Fiの認証方法を統一するための検討会を関係市町村と立ち上げるとともに、国が示す統一認証の仕組みも踏まえながら、早期の認証方法の統一を実現する。

<KPI>

認証方法の統一のための検討会の立ち上げ

認証方法の統一の実現

<スケジュール>

令和平成〇年までに認証方法の統一のための検討会の立ち上げ

令和平成〇年までに認証方法の統一を実現

【対応する事例集の施策】

- ・「えひめフリーWi-Fiプロジェクト（愛媛県）」（事例集 4-2）
- ・「和歌山フリーWi-Fi大作戦（和歌山県）」（事例集 4-3）
- ・「Fukuoka City Wi-Fi～新たな時代の都市インフラ～（福岡市）」（事例集 4-4）
- ・「タブレット活用等を想定した校内無線LAN環境の構築（前橋市教育委員会）」（事例集 4-5）
- ・「既存インフラ等を活用した公衆無線LAN「かわさきWi-Fi」の整備（川崎市）」（事例集 4-6）

等々

5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）

【都道府県の施策（記載例）】

◎業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

電子行政

〇〇県が保有する行政データについて、台帳等の基礎となるデータを中心に、令和~~平成~~〇年までに、他のシステム等による二次利用が容易な形でデジタル化を推進。

加えて、令和~~平成~~〇年までに、テレワークなどのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進。これにより、時間と場所を有効に活用できる働き方改革・オフィス改革を進め、行政サービスの効率化と新たな価値創造を目指す。

<KPI>

〇〇データのデジタル化率

リモートアクセス環境の整備状況（部署数）

<スケジュール>

令和~~平成~~〇年までにデータのデジタル化率〇%を達成

令和~~平成~~〇年までに〇部署におけるリモートアクセス環境を整備

【対応する国の施策】

・国・地方を通じた行政全体のデジタル化

- ~~＝政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組を推進することが必要。~~
- ~~＝「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント関係会議）を決定するとともに、当該実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成 30 年度上半期を目途に策定。~~
- ~~＝引き続き、政府情報システム改革など、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する取組を推進することが必要であることから、デジタル・ガバメント実行計画及び各府省庁の中長期計画の改定を必要に応じて実施。~~
- ~~＝これにより、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。~~

・サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進

- ~~＝社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）が必要。~~
- ~~＝これまで、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント関係会議決定）において、サービス改革の原則を「サービス設計 12 箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15 の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）を各府省庁が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック（β 版）」を作成（平成 30 年 3 月）。~~
- ~~＝引き続き、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立った個別サービス改革の検討・取組を行う。~~

- これによ~~り~~^りて、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎利用者中心の業務改革（BPR）の推進

電子行政

社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）が必要。

このため、〇〇県が提供する〇〇サービス、〇〇業務、〇〇業務・・・について、BPR の取組内容、スケジュール等を具体化。住民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを目指す。

<KPI>

〇〇サービスの利用者満足度（%）

〇〇業務の処理削減時間（時間）

<スケジュール>

令和平成〇年までに〇〇サービスの利用者満足度〇%を達成

令和平成〇年までに〇〇業務の処理時間を〇時間削減

【対応する国の施策】

・国・地方を通じた行政全体のデジタル化（再掲）

- 「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」を決定するとともに、当該実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成 30 年度に策定。
- 引き続き、政府情報システム改革など、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する取組を推進することが必要であることから、デジタル・ガバメント実行計画及び各府省庁の中長期計画の改定を必要に応じて実施。
- これにより、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。
- 政府情報システム改革等、これまで蓄積したノウハウをいかしつつ、官民データの流通等に資する新たな取組を推進することが必要。
- このため、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、国・地方を通じた横断的な電子行政の実行計画である「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント関係会議）を決定するとともに、実行計画に基づき、各府省庁においても中長期の戦略的な計画を平成 30 年上半年期を目途に策定。
- これによって、行政全体のデジタル化を強力に推進し、これまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置いた行政サービスを実現。

・サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）の推進（再掲）

- 「デジタル・ガバメント実行計画」において、サービス改革の原則を「サービス設計 12 箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15 の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）を各府省が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック（β 版）」を作成。
- 引き続き、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立った個別サービス改革の検討・取組を行う。
- これにより、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実

- 現。社会環境の変化や技術進展が急速に進む中、行政サービスの維持・向上や持続的な経済成長を実現するため、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革（BPR）が必要。
- これまで、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日のガバメント関係会議決定）において、サービス改革の原則を「サービス設計12箇条」として取りまとめるとともに、先行的にサービス改革を推進する分野として、15の個別サービス改革事項を選定したほか、サービスデザイン思考に基づく業務改革（BPR）を各府省が実践的に行うことができるよう「サービスデザイン実践ガイドブック（β版）」を作成（平成30年3月）。
 - これによって、国民と職員双方の負担を軽減しつつ、利用者中心の行政サービスを実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎システム構築における民間サービス利用等の促進

電子行政

情報システムの整備に当たっては、全ての機能を行政自らが個別・新規に構築するのではなく、平成 30 年度までに国が整理を行う民間クラウドや民間サービスの活用の方・課題等を参考にしつつ、可能なものについては民間クラウドを含めた民間サービスや国のオンライン申請システム等を積極的に活用する。これによって、必要な機能の柔軟かつ迅速な導入や、投資対効果の向上を図る。

<KPI>

システム運用経費の削減額

<スケジュール>

令和平成〇年までにシステム運用経費の〇円を削減

【対応する国の施策】

・クラウド・バイ・デフォルト原則の導入

- 情報システムの整備に当たっては、クラウド技術の活用等により、投資対効果やサービスレベルの向上、サイバーセキュリティへの対応強化を図ることが重要。
- さらに、クラウド・バイ・デフォルト原則を具体化した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年 6 月 7 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）を策定したところ、各府省は本方針を踏まえ、民間クラウドサービスを含めたクラウド技術の積極的な活用を図るとともに、~~加えて~~、行政機関における先進的な民間 IT サービス導入を推進する。~~また~~、国において直接保有・管理する必要がある政府情報システムについては、標準化・共通化を図るとともに、投資対効果の検証を徹底した上で、政府共通プラットフォームへの移行を推進。
- これにより、~~行政が保有する情報システムのクラウド化を推進。~~
 - ~~また、クラウドサービスの多様化・高度化に伴い、官民双方が一層安心・安全にクラウドサービスを利用するための方策等について、諸外国の例も参考にしつつ、平成 30 年度から検討を開始する。当該検討において、必要に応じて、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等との連携を図る。~~

【都道府県の施策（記載例）】

◎市町村に対する自治体クラウド導入支援

電子行政

県内市町村に対し自治体クラウドの導入を働きかけるとともに、導入を検討している市町村に対しては市町村間の調整を主導するなどの支援を行い、自治体クラウドの効果的な普及に寄与する。

<KPI>

県内市町村への各種支援策の提供

<スケジュール>

令和平成〇年から県内市町村が参画する検討の場を提供する等支援を実施

【対応する国の施策】

・地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援

- クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- 地方公共団体がクラウド導入等計画の下で共同化を中心に着実に導入を進めるよう、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど、未導入団体を中心に働きかけを行う。
- これにより、クラウド導入市区町村数の拡大（令和 5平成 35年度末までに約 1,600 団体、うち自治体クラウド導入団体は約 1,100 団体）を図る。

【都道府県の施策（記載例）】

◎情報システムや保有データの標準化の推進

電子行政

今後整備や設計・作成を行う情報システムやデータについて、他のシステムとの連携や、民間を含めた二次利用を促進するため、相互運用性（インターオペラビリティ）を意識した設計を行うことを原則とする。

具体的には、情報システムの整備やデータの設計・作成に当たっては、独立行政法人情報処理推進機構が整備する「共通語彙基盤」や「文字情報基盤」を活用するとともに、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が作成するコードやAPI等の各種ガイドブックを積極的に活用することで、情報システムや保有データの相互運用性を確保し、事業者間・組織間の壁を無くすサービス設計・システム設計を行う。

<KPI>

システム調達、データ設計等における「共通語彙基盤」、
「文字情報基盤」、各種ガイド類等の活用

<スケジュール>

令和平成〇年までに「共通語彙基盤」、「文字情報基盤」の利用率〇%
を

達成

令和平成〇年以降、相互運用性確保の取組を推進

【対応する国の施策】

・分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

- Society 5.0 を実現するためには、国、地方公共団体、民間などで散在するデータを連携させ、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするプラットフォーム（データ連携基盤）の整備が必要。
- 総合科学技術・イノベーション会議においての重要課題専門調査会で、平成 30 年 4 月にデータ連携基盤の整備方針を策定。平成 30 年に策定予定の統合イノベーション戦略に位置付けるとともに、SIP（第 2 期）の「ビッグデータ・AI を活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、分野間データ連携基盤の研究開発を進めることとし、現在、全体計画の検討を進めている整備に着手する。引き続き、IT 総合戦略本部が、総合科学技術・イノベーション会議とともに司令塔として、積極的に取組を推進実施。
- これにより、分野・組織を超えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎「校務系」と「授業・学習系」システムの情報連携の推進

電子行政

現在、教職員の成績処理等を行うための「校務系システム」と、児童生徒が学習において使用する「授業・学習系システム」については、情報セキュリティ確保の観点から、物理的又は論理的に、分離することとされている。

一方で、学校現場において両システムに蓄積されたデータを連携させて、利活用することは、教育の質の向上及び業務の効率化等に資するものであることから、平成 29 年度から実施されている国の実証事業（文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」、総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」）の成果を踏まえ、両システム間のセキュアな情報連携方策について検討を行い、その上で、教育の質の向上、業務の効率化及びシステムのコスト削減を図る。

<KPI>

「校務系システム」と「授業・学習系システム」間のセキュアな情報連携方策の検討・見直しクラウド上で提供される「校務系システム」及び「授業・学習系システム」を導入し、情報連携を実施している学校数

<スケジュール>

国の実証事業の成果を踏まえた、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂後、○年以内に、必要な見直しを行い、上記学校の割合○%を達成

【対応する国の施策】

・校務系クラウドと授業・学習系クラウド間の情報連携方法の標準化

- 教職員が職員室等で利用する「校務系システム」と、児童生徒も利用する「授業・学習系システム」が、セキュリティの観点から分離運用されており、データ利活用の観点からはその改善が急務。
- クラウド化を推進し、両システムの安全な情報連携手法の確立に向け、令和元平成30年度は前年度に引き続き地域実証を推進するとともに、その成果を踏まえて、スマートスクール・プラットフォームの標準仕様及び次世代 ICT 環境の在り方に関するガイドブックについて、同年度末までにラインの素案の作成を行い、平成31年度末までに確定版を取りまとめる。
- 本手法の普及により、教員の業務効率化、両システムのデータを活用したアダプティブな学習指導、生徒指導等を可能にする。

【都道府県の施策（記載例）】

◎テレワーク環境整備の推進

電子行政

ICT を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークを推進することにより、〇〇県における地方創生・働き方改革を進め、地域課題解決・地域活性化の実現と、新たな価値創造を目指す。

国及び〇〇県内の関係団体と連携し、テレワークという働き方の定着をはかるとともに、補助事業の活用等によりサテライトオフィス等の整備を進め、〇〇県におけるテレワークの普及展開を推進する。

<KPI>

〇〇県におけるテレワーク拠点数

〇〇県におけるテレワーク導入企業数

〇〇県における雇用型テレワーカーの割合

<スケジュール>

令和〇年までにテレワーク拠点を〇か所整備

令和〇年までに企業におけるテレワークの導入率〇%を実現

令和〇年までに雇用型テレワーカーの割合〇%を実現

【対応する国の施策】

・テレワークの普及

- テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、より具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。また、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワーク・デイズやテレワーク月間の実施、ガイドラインや表彰等の周知・啓発、サテライトオフィスや必要なネットワーク環境の整備等を通じて、令和2年における KPI の目標値達成を図る。
- テレワークの普及に当たって、平成30年2月に厚生労働省が策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」及び平成30年4月に総務省が公表した「テレワークセキュリティガイドライン（第4版）」について、周知・啓発を図っていく。また、国家公務員については、令和2年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これと合わせて、各府省庁は、テレワークを行っている職員であってその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、府省内で行われる会議への遠隔参加（Web 会議）が可能となる環境を順次整備する。また、審議会や幹部会議は原則ペーパーレスで開催する。環境の整備されている府省等においては、定例会議や幹部への説明、省内の打合せ、資料の共有、府省等間のやりとりについてもペーパーレス化に努める。さらに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。
- 働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客の三方にとって効率的な結果が得られ、ワーク・ライフ・バランス、生産性、満足度等の向上を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

○救急搬送時における医療機関の受け入れ状況の見える化

電子行政

〇〇県では、県内市町村における救急搬送時の特定医療機関への搬送集中等による負担の集中や、平均搬送時間の増大が大きな課題となっており、県内の市町村からは、県主導による救急現場の見える化を要請されている。

上記の課題に対応するため、県内の市町村を含めた検討会を立ち上げるとともに、県内全域での救急現場の見える化に対応するため必要な検討、取組の推進を図る。これにより、医療機関の負担の平準化を図るとともに、平均搬送時間の短縮及びそれによる被搬送者の生存率向上に寄与する。

<KPI>

検討会の立ち上げ
救急現場の見える化の実現
平均搬送時間の短縮

<スケジュール>

令和平成〇年までに県及び市町村による検討会を立ち上げる
令和平成〇年までに救急現場の見える化を実現
令和平成〇年までに平均搬送時間〇分を実現

【対応する事例集の施策】

- ・「生命を繋ぐモバイルコンピューティング活用「99 さがネット」(佐賀県)」(事例集5-7)

等々

6. その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）

【都道府県の施策（記載例）】

◎医療分野の研究開発に資するための

健康・医療・介護

匿名加工医療情報の積極的な活用

〇〇県では、一人当たりの医療費が、全国平均よりも高い。特に、循環器系疾患が目立つ。このような地域特性を踏まえつつ、健康寿命延伸ならびにそれを支える研究開発促進・新産業創出は本県としても喫緊の課題。

健康寿命の延伸、健康長寿社会の実現に向け、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号（略称：次世代医療基盤法））に基づき、匿名加工された医療情報の積極的な利活用を行う。こうした匿名加工された医療情報の利活用については医療情報の収集が前提となることから、利活用のニーズを踏まえた認定事業者の求めを踏まえ、本県が保有する医療情報（健診情報を含む）の認定事業者への提供について積極的に対応する。

<KPI>

〇〇県が保有する医療情報（健診情報を含む）のうち、
認定事業者へ提供したものの割合

<スケジュール>

令和平成〇年までに取組方針策定

令和平成〇年までに、県が保有する医療情報（健診情報を含む）
のうち、認定事業者へ提供したものの割合〇〇を達成

【対応する国の施策】

・匿名加工医療情報の利活用の推進

- ~~平成 30 年 5 月に施行した医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。（以下「次世代医療基盤法」という。））に基づき、国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する措置を着実に実施。~~
- ~~平成 32 年度からのデータ利活用基盤本格稼働に向け、次世代医療基盤法に基づく認定事業者を通して、匿名加工医療情報の利活用により、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進。健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成 30 年 5 月に施行。~~
- ~~今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。~~
- ~~具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。~~

【都道府県の施策（記載例）】

◎非識別加工情報の提供の仕組みの導入

電子行政

〇〇県の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用を積極的に推進することにより、活力ある経済社会及び豊かな住民生活の実現を図るため、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じないことを前提として、「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」（平成 29 年 5 月 19 日付け総行情第 33 号）を踏まえ、〇〇県において非識別加工情報の作成・提供の仕組みの導入を推進する。

<KPI>

非識別加工情報の作成・提供の仕組みの構築

<スケジュール>

令和~~平成~~〇年までに非識別加工情報の作成・提供の仕組みを構築

【対応する国の施策】

・地域におけるデータ利活用の環境整備

- 地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的に推進することが必要。
- このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の仕組みに関する相談対応や情報提供を行うとともに、非識別加工情報の活用事例を整理する等、地方の非識別加工情報に係る取組を支援。
- これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎IoT を活用した〇〇地域観光の推進

観光

IoT を活用し、観光施設の稼働状況や観光客の周遊状況などのビッグデータを収集・分析して、その結果を反映した観光情報を提供するなど新しい観光情報システムを導入について、市町村の取組を促進することで、地域経済の活性化を図る。

なお、防災や医療等の分野においても IoT を活用した同様の取組を推進する。

<KPI>

新たな観光情報提供システムに対応したルール（条例、ガイドライン等）を整備

<スケジュール>

令和平成〇年までに新たな観光情報システムに対応したルール（条例、ガ

イドライン等）を整備

令和平成〇年までに新たな観光情報システムを導入

【対応する国の施策】

・IoT サービスの地域実証に基づくルール整備等を通じたデータ利活用の促進（IoT サービス創出支援事業）

IoT を活用した新たなソリューションが生み出される中、その前提となるデータ収集とその利活用を図ろうとした場合、従来の規制がその妨げとなったり、逆にルールが存在しないために利用者の安全性などが確保されない可能性が存在。

「IoT サービス創出支援事業」（実証事業）を通じてデータ利活用の促進等に必要なるルールを平成32年度までに20件明確化。

これにより、IoT サービスの創出・展開を通じて国民生活の利便向上や企業活動の効率化・付加価値向上等につながるとともに、分野・地域をまたがるデータ利活用の仕組み（エコシステム）が整備されることなどを期待。・IoT 地域実装のための総合的支援

- 超少子高齢化等が進展する地域においては、生活や産業の基盤が従来の形で維持できなくなりつつあり、IoT 実装を通じた官民データ利活用による課題解決が期待されるが、予算や人材の制約等により、地域における取組が進んでいない状況。

- 民間活力を最大限に活用しつつ、地域における IoT 実装を進めるため、令和元年度も引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、民間プラットフォームの活用をはじめとするデータ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施。また、「地域 IoT 実装推進ロードマップ」のフォローアップ及び継続的な見直しを行うとともに、地域 IoT 実装状況に関する調査等により本施策の効果 KPI 及び更なる地域ニーズ把握を実施。

- このような取組により、成功モデルの横展開を含め令和2年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出し、地域活性化を実現。

【都道府県の施策（記載例）】

◎官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成

電子行政

〇〇県における官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティへの対応力などについて、国の支援メニューも活用しつつ、職員の研修・育成を積極的に推進する。

<KPI>

研修履修人数

<スケジュール>

令和平成〇年までに〇〇について研修（プログラムの利用）を開始

【対応する国の施策】

・地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成

- 平成 30 年 1 月 29 日に全国の地域情報化アドバイザーが一堂に会した全体会議を実施したところ、引き続き、地域 IoT の実装を進める地域への専門家・有識者の派遣を実施する必要があるという意見が寄せられたことから、平成 30 年度においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施（平成 29 年度の派遣申請は平成 30 年 1 月 17 日に受付を終了し、同年 3 月 9 日までに 200 団体へ派遣を行った）。平成 30 年 6 月から 11 月末まで派遣申請を受け付け、242 団体に派遣決定した。
- 令和元平成 30 年度については、4-5 月中を目途に地域情報化アドバイザーの委嘱を行うとともに、6 月中に派遣申請の受付を開始し、令和 2 平成 31 年 3-4 月頃まで順次派遣を実施する予定。
- 地域情報化アドバイザー派遣事業により、地域課題を解決・改善。

・セキュリティ人材の育成実践的サイバー防御演習（CYDER）

- 「ナショナルサイバートレーニングセンターの構築」事業における、実践的なサイバー防御演習（CYDER）では、3,009 名が受講、サイバーコロッセオでは、74 名が受講、SeeHack365 では、39 名の修了生を輩出。
- 平成 30 年度から、CYDER では、重要インフラ事業者に特化したコースを新設するなど演習内容の充実、サイバーコロッセオでは、演習シナリオの多様化など演習内容の充実、SeeHack365 では、三つのコースを用意するなど事業内容の充実を図る。
- これにより、引き続きセキュリティ人材の育成を推進。総務省において、NICT の「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。
- 平成 30 年度は、CYDER について 107 回の演習を開催し、2,666 名が受講。地方公共団体からは、490 団体、1,664 名が受講。令和元年度も、新たなコースやシナリオの開発を行いつつ、同規模で演習を実施。
- これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進。

【都道府県の施策（記載例）】

◎CIO 等における外部人材を含む ICT 人材の積極登用

電子行政

〇〇県では、官民データを活用した各種施策に取り組んでいるが、その推進に当たっては、CIO（本県副知事）を長としたとした情報化推進会議を各種情報化推進のための意思決定機関として設けている。

現在 CIO を補佐するため、CIO 補佐官を外部から招いているが、即応性やセキュリティ水準のさらなる向上のため、県の施策に精通した人材の CIO 補佐官への起用も必要となってきたことから、専門家の派遣による各種研修等育成プログラムを経た職員を、新たな CIO 補佐官として登用し、官民データの活用にあたっての更なる体制強化を図る。

また、将来的には CIO への外部人材や育成した職員の登用等、官民データの推進体制の更なる強化のために必要な措置の検討を進める。

<KPI>

専門家・有識者を活用した研修等育成プログラムの実施
CIO、CIO 補佐官等の設置

<スケジュール>

令和平成〇年までに専門家・有識者による研修等実施回数年〇回を達成

令和平成〇年までに CIO 補佐官の内部からの登用

令和平成〇年までに CIO、CIO 補佐官に関する登用方針の検討

【対応する国の施策】

・セキュリティ人材の育成実践的サイバー防御演習（CYDER）

「ナショナルサイバートレーニングセンターの構築」事業における、実践的なサイバー防御演習（CYDER）では、3,009 名が受講、サイバーコロッセオでは、74 名が受講、SeeHack365 では、39 名の修子生を輩出。

平成 30 年度から、CYDER では、重要インフラ事業者に特化したコースを新設するなど演習内容の充実、サイバーコロッセオでは、演習シナリオの多様化など演習内容の充実、SeeHack365 では、三つのコースを用意するなど事業内容の充実を図る。

これにより、引き続きセキュリティ人材の育成を推進。総務省において、NICT の「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。

平成 30 年度は、CYDER について 107 回の演習を開催し、2,666 名が受講。地方公共団体からは、490 団体、1,664 名が受講。令和元年度も、新たなコースやシナリオの開発を行いつつ、同規模で演習を実施。

二

これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進。

等々

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

(記載例)

〇〇県官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「〇〇県情報セキュリティ基準」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律⁷」及び「〇〇県個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。

<解説>

本項は、セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を記述することを想定しております。これらに関する都道府県の取組を勘案し、適宜記述いただければと思います。

地方公共団体は、法令に基づき、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有するだけでなく、他に代替することができない行政サービスを提供していることから、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、地方公共団体は、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要となります。また、令和元年 5 月に成立したデジタル手続法による改正後のデジタル行政推進法においても、地方公共団体は、情報システムの安全性・信頼性を確保するため、セキュリティ対策及び個人情報の保護などの必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

このため、全ての地方公共団体において、情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに対策レベルを一層強化していくことが必要となります。また、情報セキュリティに関する障害・事故及びシステム上の欠陥（以下、「情報セキュリティインシデント」という。）の未然防止のみならず、情報セキュリティインシデントが発生した場合の拡大防止・迅速な復旧や再発防止の対策を講じていくことが必要となります。

なお、情報セキュリティ対策の推進に当たっては、平成 30 年に政府の統一基準が改定され、また、マイナンバー制度における情報連携やセキュリティ対策を推進したこと等、新しい要件を反映させるため、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインがを改定されましたする予定です。

従いまして、改定されたガイドラインに基づき、各地方公共団体におかれましては、情報セキュリティポリシーを改定していただき、情報セキュリティポリシーに基づいた適切な対応をしていただければと思います。

⁷ 個人情報の保護に関する法律では、地方公共団体の保有する個人情報はその保護の対象とはなりませんが、地方公共団体は本法律の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定・実施する責務を有するとされています。